

令和8年度 ひがし北海道エリアにおける 高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 公募説明書

業務名：令和8年度 ひがし北海道エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業

委託者：一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO

本説明書は、公募要領に基づき本業務に応募する者に対し、業務内容の詳細、成果物、提出書類の様式その他の具体的な事項を示すものである。応募者は、公募要領と併せて本説明書を熟読の上、企画提案書を作成すること。

1. 業務内容の詳細

本業務は、応募者が本業務の目的を十分に理解した上で、次に掲げる施策を相互に関連付けながら、実効性、継続性及び実現可能性の高い企画提案を行うものとする。

施策ごとの予算上限額及び詳細要件は、以下のとおりとする。

【1】ブランディング・販路の確立に向けた高付加価値旅行市場への販売強化とマーケットイン目線での磨き上げ

(上限予算 税込 22,340,000 円)

当地域においては、「知床」「弟子屈」「阿寒」をコアエリアと定義し、昨年度の取組の中で、各コアエリアのブランドコンセプトを踏まえブランドターゲット及びブランドコンセプト精緻化に向けた調査を実施するとともに、3地域統合のブランドコンセプトを導出した。

その結果を踏まえて、本事業では、ブランドコンセプトの世界観を体現する戦略素材の選定、季節ごと(夏・秋)のビジュアル(写真・動画撮影など)を製作するとともに、制作したブランドビジュアルを活用してBtoC向けの情報発信を行う。

また、情報発信と並行して、海外自動車メーカーなどのブランドターゲットへの認知拡大を目的としたブランドパートナーとの連携等によるメディア・インフルエンサー等を通じた戦略的な情報発信も必要である。なお、メディア招請については、ブランドパートナーと連携し、当該事業者を通じてライフスタイル系メディアを5社程度とする。

加えて、BtoB向けの取組として、ブランドターゲットを顧客に持つ国内DMC等との関係構築・連携強化のためFAMを1回実施するとともに、BtoB向け営業ツールの製作・検証も行う。

以上を踏まえて、本目的を達成するための取組内容について提案すること。

【2】 ブランドコンセプトを体現するウリ・ヤドの整備（連携強化・ルール整備）

（上限予算 税込 4,000,000 円）

【1】で精緻化したブランド体系を実現することで地域が提供する観光サービスの高付加価値化を実現するに当たり、旅行者がブランドコンセプトに没入できる（ブランドコンセプトが旅行者に与える価値を最大化する）ための施設等の連携が必要となる。そのためには、現在進行中の宿泊施設開発計画を有する事業者における地域のブランドコンセプトに対する理解の深化や、開発事業者の顧客体験設計における協業等が求められる。

また、ひがし北海道のブランドコンセプトは、手つかずの大自然・野生動物との出会い・静謐な湖など圧倒的な自然資源に支えられており、自然資源はひがし北海道の観光ビジネスの源泉である。自然資源の損耗を中長期的に防ぎ、観光ビジネスを持続可能にするには、保護と利用の適切なルール整備が不可欠である。釧路川源流域における利用ルール案（科学的な検証等）を策定し、カヌー等体験の実施基準や利用方法を整理することで、自然資源の保全を図るとともに、宿泊事業者による自然体験価値の適切な訴求や、体験商品の質向上を通じて、地域の観光事業者による持続可能かつ、より高付加価値な商品にブラッシュアップさせる必要がある。

ブランドコンセプトを体現するウリ・ヤドの整備に当たって、宿泊施設とアクティビティ業者の連携を強化するために、ビジネスマッチングを2回実施する。

以上を踏まえて、本目的を達成するための取組について提案すること。

【3】 観光関係人材の育成

（上限予算 税込 5,000,000 円）

高付加価値旅行者の受入に向けて、当該受入に携わる観光関係人材のスキル向上は必須である。当地域は令和6年度から継続して宿泊施設従業員向けの実地研修・座学研修を実施しており、学んだ観光人材に求められるマインドや、地域内で横展開可能なマテリアルを、施設内及び地域全体へ着実に波及させていくことが必要である。

また、昨年度の調査から、行程全体をアテンドし、季節や天候、顧客の希望等に応じて臨機応変にツアーを運行できるスルーガイド（空港到着から出発まで同行し、安全・快適な旅全体をコーディネートする専門のガイド）が不足しており、その確保・育成も必要である。

そのため、本事業では、人材育成プランに基づいた高付加価値化に向けた研修・教育の実施、スルーガイド人材の確保に向けた地域内の掘り起こしと教育を3回程度実施する。

なお、教育に当たっては、当法人が別事業にて作成したストーリーブック（仮称）を活用し、併せて検証も行うこととする。

以上を踏まえて、本目的を達成するための取組を提案すること。

【4】 二次交通の整備（推進体制の構築）

(上限予算 税込 3,000,000 円)

当地域は、複数の空港が整備されているが、各空港から各コアエリア、各コアエリア内の拠点（宿泊施設等）から体験コンテンツまでについては必ずしも公共交通の整備が万全ではないため、旅行者の受入に当たっては、二次交通を強化することが必要となる。

特に、令和7年度の調査から、①移動が目的地へ到達するための手段として扱われており、体験価値として明確に設計・訴求できていないこと、②空港⇄各エリア、エリア間のタクシーやレンタカーにおいて、体験の質や好みに応じた車種の選択肢が限定的であるなど、サービスの上質化と整備が必要であること、③空港と地域を結ぶ公共交通において、通年性や供給量、快適性の面で制約があり、利用者にとって安心して選択できる状態になっておらず、公共交通の整備や公共ライドシェア等を活用した二次交通の整備に向けて行政・事業者を含めた協議が必要であること、が課題として挙げられた。

そのため、本事業では、空港⇄観光地間の上質な移動体験実現に向けた公共ライドシェアの整備（令和9年度以降の実証を想定）に向けて、行政・事業者を含めた協議ができるような会議体を構築する。

以上を踏まえて、本目的を達成するための取組を提案すること。

【5】 持続可能な観光地経営を行う体制の構築

(上限予算 税込 2,000,000 円)

地域における観光サービスの高付加価値化と持続可能性の担保については、これまでの旅行会社頼りの観光収益チャンネルではなく、観光客への価値提供におけるバリューチェーンの全てを地域が主体的にコントロールすることが求められる。

そのために、地域のエリアマネジメント機能を強化する必要がある。令和7年度に実施したアンケート調査・分析を継続して行うことで、ブランドコンセプトの管理を行うとともに、マーケティング戦略に基づき、地域内で自走化する体制・仕組みを構築していくことが必要である。

以上を踏まえて、本目的を達成するために必要な取組を提案すること。

【6】 プロジェクトマネジメント

(上限予算 税込 6,000,000 円)

本事業は令和5年度からの継続事業であり、当年度の本事業については令和7年度に改訂されたマスタープランに基づき実施されるものである。

【1】～【5】をマスタープランに基づき適切にマネジメントしたうえで、来年度に向けて今年度の取組成果を踏まえたマスタープランの改定を行う必要がある。

以上を踏まえて、本目的を達成するためのプロジェクト全体のマネジメント実施方法（各事業の企画、品質管理、進捗管理、ロードマップ「ウリ、ヤド、ヒト、アシ、コネ」のメンテ

ナンス、KPI・KGIの継続的な取得・検証等)を提案すること。

【7】推進体制(各エリアの主体含む)の支援

(上限予算 税込 3,000,000 円)

【5】で検討する地域経営体制の構築は一定程度の期間が必要であるが、その間も当地域の高付加価値化に向けた取組を行うことは必須である。

そのため、本事業の実施主体である当法人及び各コアエリアのDMOが行う本事業の取組を適切に支援すること(例:会議実施時の事務局や地域との調整等)。

2. 成果物

受託者は、履行期間内に以下の成果物を電子データ(PDF・Excel等)にて納入するものとする。各報告書は、当法人が指定する記載必須項目を必ず満たすこと。

(1) 成果物に関する基本的な考え方

本業務において受託者が作成・実施する各種成果物については、単なる作業実施や実施報告にとどまらず、本事業の目的である「高付加価値なインバウンド観光地づくり」に資する具体的なアウトプットとして、内容・品質・活用可能性が担保されることが求められる。企画提案に当たっては、施策ごとに以下を明確にした成果物の提案を行うこと。

- ・成果物の種類・内容
- ・想定される利用主体及び利用シーン
- ・成果物の完成イメージ(形式・分量・水準)
- ・成果物が事業目的・KPI/KGIにどのように寄与するか

(2) 全体管理に関する成果物

ア 事業実施報告書(本事業全体の実績報告書)1部

事業全体目的・概要、体制図、事業内容一覧(施策概要・委託先・金額)、地域内会議実施結果一覧、まとめ・評価(次年度への反映方針等)等を記載すること。

イ 各業務内容(【1】～【7】)に対応した成果物一式(各施策に対応する成果物の詳細は下記(3)に記載する。)

ウ 上記成果物の電子データ一式

エ 経費精算書(指定のExcelフォーマット:総括シート、施策別シート)及び証拠書類一式

精算No.ごとに「見積・契約・納品・検収・請求・支払」の証拠書類を1つのPDFに束ねて提出すること。

観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」を参照の上、必要書類を整理すること。

なお、成果物の詳細な内容・仕様については、企画提案書及び契約締結後の協議により確定するものとする。

(3) 施策ごとの成果物

施策1：実施報告書

戦略素材のビジュアル（写真・動画など）、BtoB向け営業ツール（コンテンツタリフ）、ブランドパートナー・メディアインフルエンサー等との連携強化を通じた情報発信等の項目を記載すること。

戦略素材のビジュアル（写真・動画など）データ
BtoB向け営業ツール（コンテンツタリフ）のデータ

施策2：実施報告書

進行中の宿泊施設開発計画を有する事象者との関係構築・釧路川の利用に関するルール・宿とアクティビティ事象者との連携強化等の項目を記載すること。

施策3：実施報告書

人材育成プランに基づいた高付加価値化に向けた研修・報告、スルーガイド研修教育等の項目を記載すること。

施策4：実施報告書

運営体制図、事業スキーム図、会議報告書等の項目を記載すること。

施策5：実施報告書

アンケート結果分析等の項目を記載すること。

施策6：実施報告書

マスタープランに基づくプロジェクト全体のマネジメントの実施（各事業の企画、クオリティーコントロール、進捗管理、KGI/KPIの測定）等の項目を記載すること。

改訂版マスタープラン

施策7：実施報告書

地域内協議会、観光庁定例会・報告会、等の項目を記載すること。

3. 提出書類の様式

提出書類の様式は、公募要領7(1)に定めるとおりとする。各様式の詳細は次のとおり。

(1) 企画提案書（任意様式）

公募要領 7（2）に定める事項を含む内容とし、A4 縦版、横書き、左綴を基本とする。

(2) 見積書（任意様式）

一式計上を認めず、人件費、旅費、謝金、委託費、制作費、使用料その他必要な経費等の内訳が分かるよう具体的に記載すること。施策ごとの税込価格、消費税、積算内訳をできる限り詳細に記載すること。

協力会社への再委託又はコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）及び再委託金額を明記すること。受託事業者の一般管理費は事業費総額の 10%以内とする。

(3) 会社概要（任意様式）

商号、所在地、設立年月日、資本金、代表者氏名、事業内容、従業員数等を記載すること。

(4) 事業実績（任意様式）

過去 3 年以内の本業務と同種かつ同程度の規模の受託実績について、業務名、発注者、契約金額、業務概要を記載すること。

(5) 誓約書（様式①）参加資格確認資料

(6) コンソーシアム協定書（様式②）※コンソーシアムとして応募する場合のみ

4. 業務遂行上の留意事項

受託者は、本業務の遂行に当たり、以下の事項を遵守すること。

(1) 観光庁の手引きへの準拠

本事業を円滑に完遂し、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」に準拠した適切な予算執行を行うこと。

(2) マスタープランへの整合

業務遂行は、当法人が地域の意見等をまとめ、地域の観光業の高付加価値化を実現することを目的に策定した「ひがし北海道マスタープラン（全体版）」を踏まえて行うこと。

[ひがし北海道マスタープラン（全体版）]

https://masterplanr05.jp/pdf/higashi_hokkaido_r7.pdf

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。

本業務により知り得た個人情報は、本業務の目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(4) 情報セキュリティの確保

本業務で取り扱う情報について、漏えい、滅失、毀損等を防止するため、必要かつ適切な情報セキュリティ対策を講じること。

情報セキュリティ事故が発生し、又はそのおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務の履行により知り得た秘密情報について、第三者に漏えいしてはならない。本業務終了後又は契約解除後においても、同様とする。

(6) 著作権その他知的財産権の帰属

本委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て観光庁に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うものとする。

(7) 損害賠償

受託者は、本業務の履行において、その責に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(8) 苦情・事故対応

本委託業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な措置をとるとともに、遅滞なく発注者に報告すること。

以上